令和７年度普通会計決算概要

令和７年度の普通会計の歳入決算額は前年度比 8.7%増の 35,671 百万円、歳出決算額は前年度比 9.2%増の 35,369 百万円となりました。

決算収支（形式収支）は 302 百万円で、翌年度へ繰り越すべき財源 189 百万円を差し引いた実質収支は 113 百万円の黒字となりました。

〈普通会計〉

地方公共団体は、一般会計のほかに特別会計を設置していますが、それぞれの会計名称や範囲などは各団体によって異なっており、他都市との比較を行うために、総務省地方財政状況調査に基づく「普通会計」という統一的な会計区分を用いています。

本市においては、一般会計及び休日応急診療所特別会計をあわせ、重なる経費を差し引き（純計）したものです。

〈実質収支〉

歳入と歳出の差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額です。

〈一般会計〉

地方公共団体の会計の中心をなし、行政運営の基本的な経費を網羅した会計です。

〈特別会計〉

一般会計に対して、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して個別に処理するための会計です。本市においては松井財産区特別会計、国民健康保険特別会計、休日応急診療所特別会計、介護保険特別会計（保険事業勘定、サービス事業勘定）、後期高齢者医療特別会計があります。

■ 普通会計決算収支 ■

（単位：百万円）

区　分	令和７年度	令和６年度	増減額	増減率
歳入総額	35,671	32,826	2,845	8.7%
歳出総額	35,369	32,399	2,970	9.2%
歳入歳出差引額（形式収支）	302	427	▲125	▲29.3%
翌年度繰越財源	189	205	▲16	▲7.8%
実質収支	113	222	▲109	▲49.1%

歳入

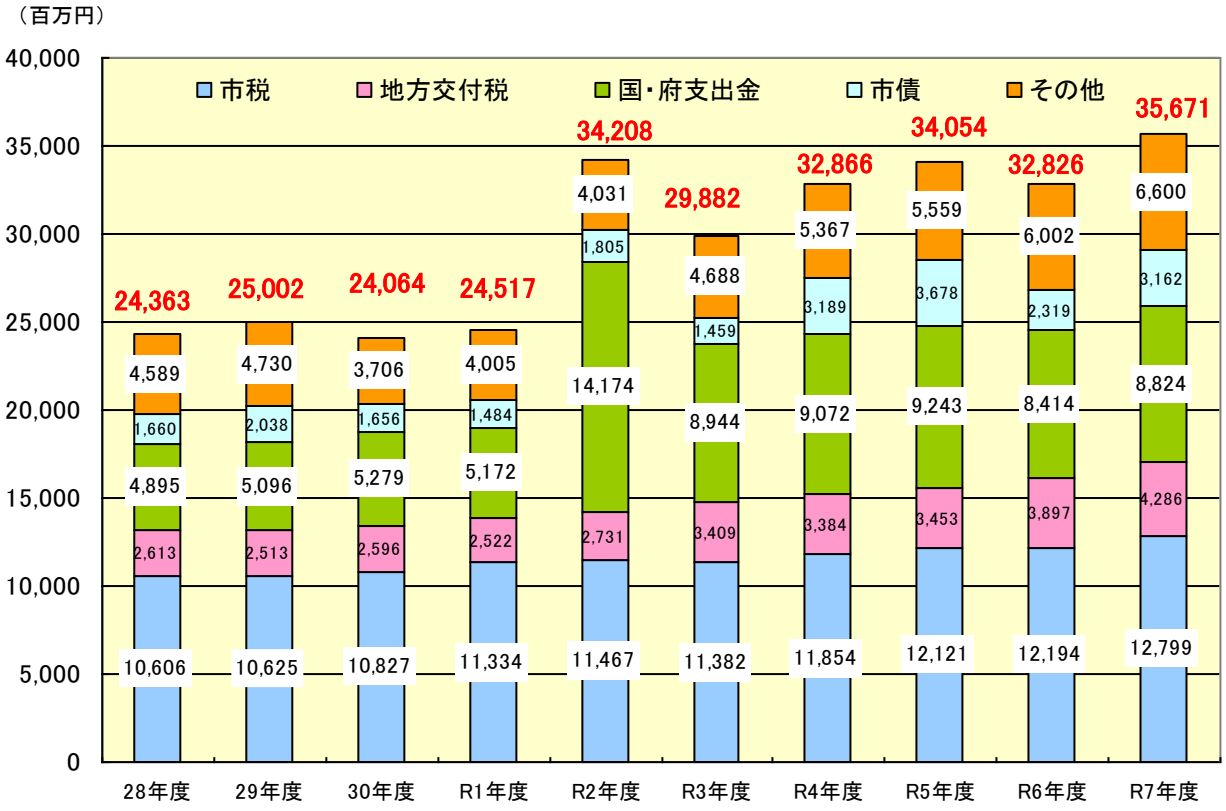
令和７年度の歳入決算額は 35,671 百万円で、前年度に比べると 2,845 百万円（8.7%）の増加となりました。地方債、市税、交付税の増加が主な要因です。

市税は 12,799 百万円で、前年度に比べて 604 百万円（5.0%）増加しました。市民税（所得割）の増加等が主な要因です。

国・府支出金は 8,824 百万円で、前年度に比べて 410 百万円（4.9%）増加しました。児童・生徒用のタブレット端末の更新や児童手当に係る補助金・負担金の増加が主な要因です。

地方債は 3,162 百万円で、前年度に比べて 843 百万円（36.3%）増加しました。小・中学校体育館空調整備事業費の増加が主な要因です。

■ 歳入決算額の推移 ■



〈市税〉市民に納めていただく市の税金で、市民税、固定資産税、軽自動車税などです。
〈地方交付税〉国税の一部を原資として、一定の基準により地方公共団体に交付するものです。
〈国・府支出金〉国や府が特定の事務事業に対して公益性を認め、交付する給付金です。
〈市債〉市が資金調達のために負担する債務で、返済が一会計年度を超えて行われるものです。
〈その他〉地方譲与税、地方消費税交付金、使用料及び手数料、財産収入、繰越金などです。

歳出

性質別経費とは、経費の性質を基準として分類するもので、人件費、扶助費、公債費や投資的経費などがあります。

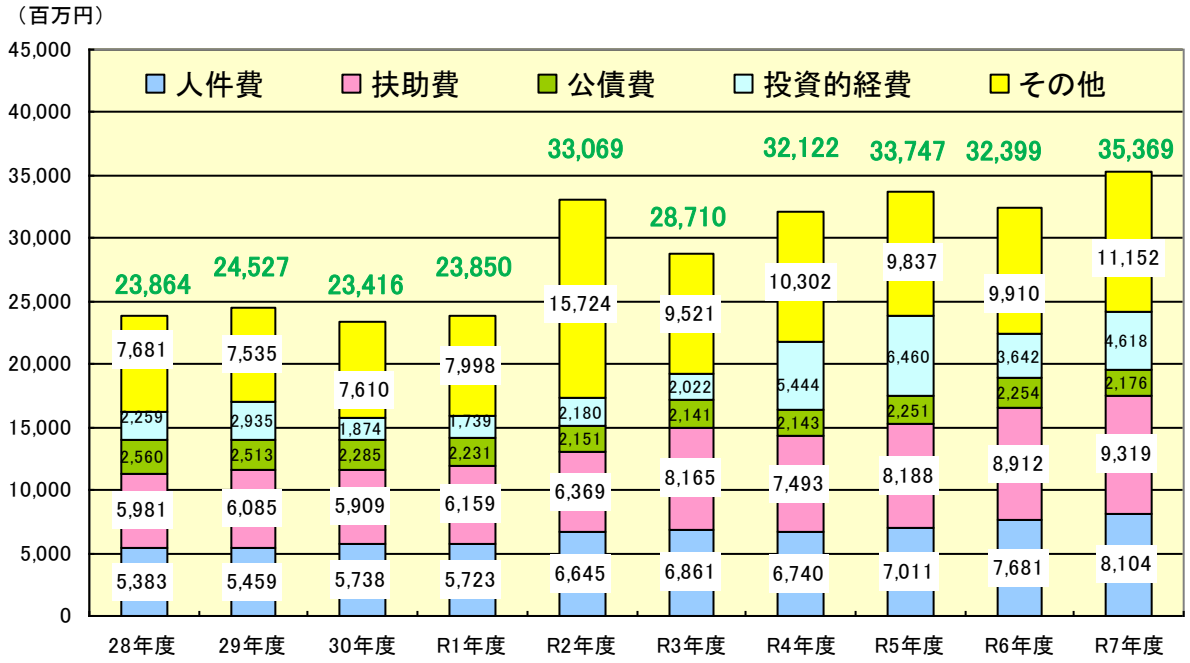
人件費については、人事院勧告の影響等により、423 百万円（5.5%）増の 8,104 百万円となりました。

扶助費については、児童手当の制度改正の影響等により、407 百万円（4.6%）増の 9,319 百万円となりました。

その他経費は、小学校給食の公会計化等による物件費の増加等により、1,242 百万円（12.5%）増の 11,152 百万円となりました。

投資的経費は、小・中学校体育館空調設備整備事業費の増加等により 976 百万円（26.8%）増の 4,618 百万円となりました。

■ 歳出決算額（性質別）の推移 ■



〈人件費〉報酬、給料、職員手当など行政委員や職員などの勤務に関して必要な経費です。

〈扶助費〉社会福祉制度の一環として、各種法令や市独自の制度に基づいて行う福祉サービス提供に直接必要な経費です。

〈公債費〉市債の返済に要する経費で、市債の返済元金とその利子です。

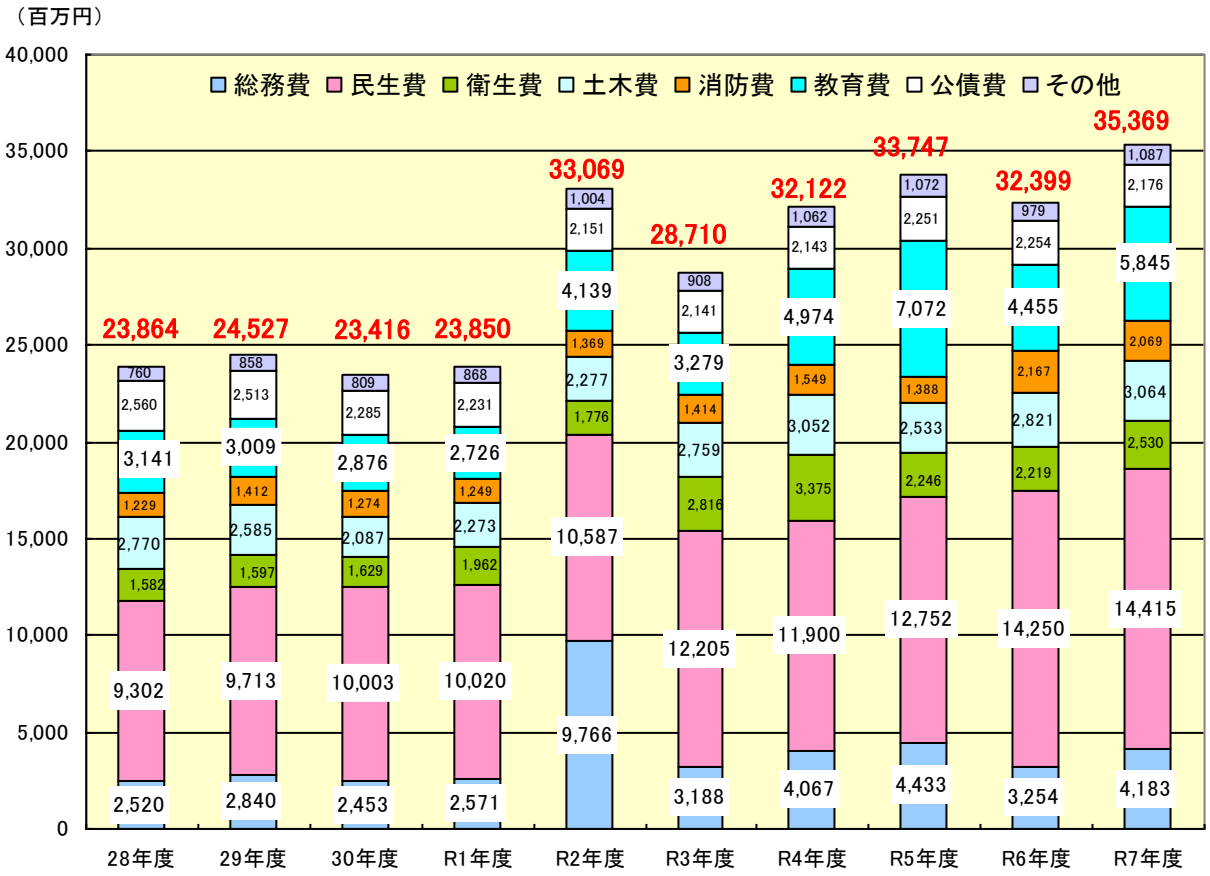
〈投資的経費〉支出の効果が資本形成に向けられ、公共施設等ストックとして将来に残されるものに支出される経費です。

〈その他〉物件費、補助費等、維持補修費、繰出金などにかかる経費です。

目的別経費とは、経費を行政目的ごとに分類するもので議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費や公債費などがあります。

令和７年度決算では、教育費は小・中学校体育館空調整備事業費の増加等により 1,389 百万円(31.2%)増加しました。総務費は公共施設等総合管理基金積立の増加等により 929 百万円（28.6%）増加しました。

■ 歳出決算額（目的別）の推移 ■



〈**総務費**〉選挙や統計、市税の徴収、住民基本台帳などにかかる経費です。
〈**民生費**〉子育て支援、障害者福祉、高齢者福祉や生活保護などにかかる経費です。
〈**衛生費**〉健康診査、予防接種、環境対策、ごみ収集・処理などにかかる経費です。
〈**土木費**〉道路や河川、排水路、公園、市営住宅など都市の基盤整備や維持にかかる経費です。
〈**消防費**〉消防や救急、防災などにかかる経費です。
〈**教育費**〉小・中学校、幼稚園などの管理運営や教育施設整備などにかかる経費です。
〈**公債費**〉市債の返済に要する経費で、市債の返済元金とその利子です。
〈**その他**〉議会費、労働費、農林水産業費、商工費、災害復旧費などにかかる経費です。

経常収支比率の状況

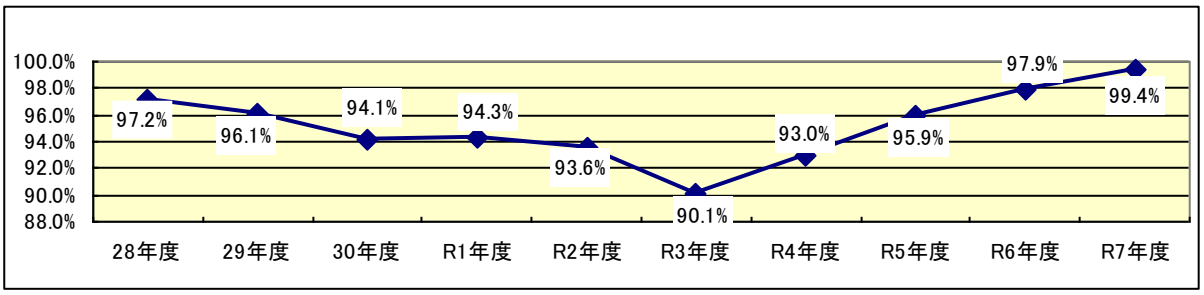
財政構造の弾力性を判断する指標として用いられる経常収支比率は、99.4%となり、前年度比で1.5ポイント悪化しました。

経常収支比率の分母を構成する経常一般財源（歳入）については、臨時財政対策債の発行がなかった一方で、市税が585百万円（5.2%）、普通交付税が377百万円（10.7%）増加したこと等により、総額では744百万円(4.2%)増となりました。

一方、比率の分子を構成する経常一般財源（歳出）については、人事院勧告の影響等により人件費が358百万円（5.3%）、システム標準化による情報システム使用料等により物件費が182百万円（6.1%）、それぞれ増加したこと等により、経常一般財源（歳出）総額では前年度と比べて1,019百万円（5.8%）増となりました。

経常収支比率は令和３年度以降一貫して上昇を続けており、令和７年度は過去最悪の数値となりました。経常的な支出が財政運営を圧迫しており、既存事業の見直しが急務な状況となっています。

■ 経常収支比率の推移 ■



■ 経常一般財源の増減 ■

（単位：百万円）

経常一般財源（歳入）

区分	R7年度	R6年度	増減
市税	11,767	11,182	585
地方消費税交付金	1,884	1,744	140
地方譲与税等	891	1,168	▲277
普通交付税	3,888	3,511	377
臨時財政対策債	0	79	▲79
その他	179	181	▲2
合計	18,609	17,865	744

経常一般財源（歳出）

区分	R7年度	R6年度	増減
人件費	7,166	6,808	358
扶助費	2,716	2,483	233
公債費	2,147	2,228	▲81
物件費	3,165	2,983	182
補助費等	1,073	908	165
繰出金	1,907	1,828	79
その他	327	244	83
合計	18,501	17,482	1,019

健全化判断比率の状況

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するもので、一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

令和７年度決算に基づく本市の健全化判断比率は、いずれの比率も早期健全化基準以下となりました。

実質公債費比率については、一部事務組合への負担金が増加したことに加え、交付税に算入される有利な市債が減少したこと等が要因となり、0.5 ポイント悪化しました。

将来負担比率は、複合型公共施設整備費の債務負担行為や枚方京田辺環境施設組合の地方債借入額の増加等が要因となり、24.9 ポイント悪化しました。

今後、大型の公共事業がさらに控える中で、市債発行の適正化に努めるとともに、将来負担を適切に見通し、計画的な財政運営に努める必要があります。

〈実質赤字比率〉

一般会計等（一般会計及び休日応急診療所特別会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

〈連結実質赤字比率〉

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものです。

〈実質公債費比率〉

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額歳入額を控除した額）に対する指標で、資金繰りの程度を示すものです。

〈将来負担比率〉

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。地方公共団体の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

〈早期健全化基準〉

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的に健全化を図るべき基準として定められた数値です。

〈財政再生基準〉

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値です。

■ 実質赤字比率 ■

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
京田辺市	－	－	－	－	－
早期健全化基準	12.68	12.70	12.68	12.64	12.61
財政再生基準	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00

■ 連結実質赤字比率 ■

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
京田辺市	－	－	－	－	－
早期健全化基準	17.68	17.70	17.68	17.64	17.61
財政再生基準	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00

■ 実質公債費比率 ■

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
京田辺市	0.5	0.9	1.7	2.3	2.8
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
財政再生基準	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0

■ 将来負担比率 ■

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
京田辺市	－ (△35.2)	－ (△23.2)	－ (△13.4)	－ (△0.7)	24.2
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0

（注）１　実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「－」表記は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表している。

２　将来負担比率欄の「－」表記は、将来負担額から充当可能な特定財源等を差し引いた実質的な将来負担額がないことを表している。